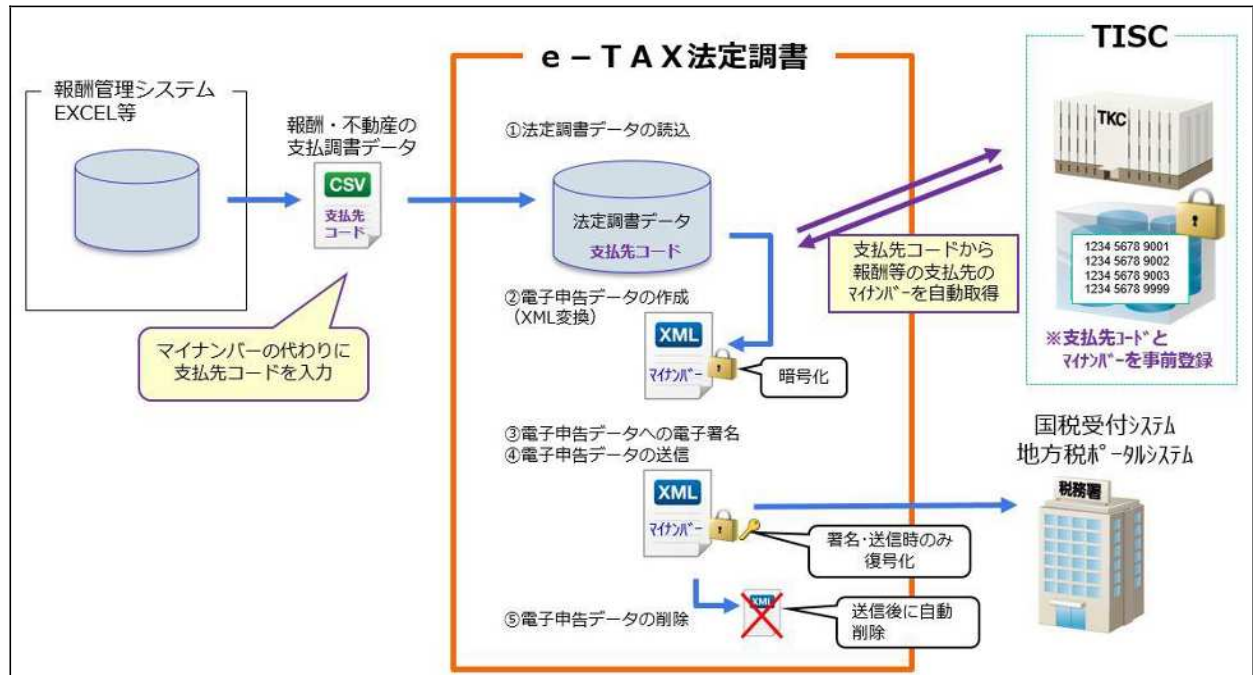


報酬・不動産マイナンバーオプションとの連携機能（※オプション機能）

※「e-TAX法定調書（報酬・不動産マイナンバーオプション）」をご購入いただいている場合に利用できます。

< 報酬・不動産マイナンバーオプション利用時の全体像 >

**(1) 報酬・不動産マイナンバーオプション利用時の流れ****① マイナンバーの収集・保管**

法定調書の電子申告までに、報酬・不動産マイナンバーオプションに支払先情報（支払先コード等）を登録し、支払先のマイナンバーを収集・保管します。

② 法定調書データ (CSV) の作成（「支払先コード」の入力）

報酬・不動産マイナンバーオプションに登録している支払先の「支払先コード」を、e-TAX法定調書に読み込む法定調書データ (CSV) に入力します。（※下記(2)参照）

③ 法定調書データ (CSV) の読込

作成した法定調書データ (CSV) を e-TAX法定調書で読み込みます。システムでは、入力された「支払先コード」を基に、TKCデータセンター(TISC)に保管されたマイナンバーを連携(取得)します。（※下記(3)参照）

(2) 法定調書データ (CSV) 作成に関するご注意

- ① 法定調書データ (CSV) に「支払先コード」が入力されている支払先について、マイナンバー（個人番号）を連携(取得)します。「支払先コード」が未入力の支払先は連携しません。
- ② 個人番号を連携する支払先については、法定調書データ (CSV) に直接個人番号を入力しないでください。個人番号を連携(取得)したにもかかわらず、CSVに個人番号の入力がある場合には、入力エラーとして扱います。
- ③ 次に該当する支払先については、個人番号を連携(取得)できないため、「支払先コード」の入力は不要です。なお、「支払先コード」を入力してもエラーにはなりません(未入力と同じ扱いです)。
 - 1) 報酬・不動産マイナンバーオプションに登録していない支払先（例：法人の支払先）
 - 2) 報酬・不動産マイナンバーオプションに登録している支払先のうち、個人番号が未登録の支払先

(3) マイナンバー連携時(CSV読込時)にログインするユーザに関するご注意

e-TAX法定調書でマイナンバーを連携する際(CSV読込時)に、報酬・不動産マイナンバーオプションに登録のユーザIDでログインする必要があります。

そのため、e-TAX法定調書で電子申告業務を行う担当者のユーザIDが未登録の場合は、報酬・不動産マイナンバーオプションでユーザ登録してください。

<e-TAX 法定調書(報酬・不動産マイナンバーオプション)の「413 ユーザの登録・権限の設定」>

e-TAX 法定調書でマイナンバーを連携する際、「入力」「閲覧」「出力」の権限がなくても連携可能です。

(e-TAX 法定調書でマイナンバー(全桁)が表示・出力されることがないためです)

処理可能な支払先グループのマイナンバーしか連携できません。

電子申告担当者がすべての支払先のマイナンバーを連携する場合は、「すべて処理可能」としてください。

e-TAX法定調書で、報酬・不動産マイナンバーオプションに登録している支払先の「支払先コード」を入力したCSVを読み込むと、下記のログイン画面が表示されますので、報酬・不動産マイナンバーオプションに登録したユーザでログインします。

注：ログイン可能な時間帯は、毎日6：00～23：59です。

また、上記以外にサーバメンテナンス等のためサービスを一時的に停止する場合があります。